

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2013年度の保険料納入通知書を発行します

* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます。（毎月払いの方は、3月27日から新保険料での引落としとなります。）

* 納付方法に応じた **毎月払い（任意継続被保険者のみ）** **1年分前納** **6カ月分前納** の通知書を一括でお送りします。

● 2013年度の保険料

特例退職被保険者

2013年3月から	
標準報酬月額	320,000円
健康保険料	22,720円
介護保険料	2,880円
合計	25,600円

* 65歳以上の
方の介護保
険料は、健保組
合では徴収し
ていません。

任意継続被保険者

2013年3月から	
標準報酬月額	500,000円
健康保険料	35,500円
介護保険料	4,500円
合計	40,000円

* 40歳未満の
方は介護保
険料の徴収はあ
りません。

特例退職被保険者の標準報酬月額

前年9月30日における全被保険者（特例退職被保険者を除く）の平均標準報酬月額

+

前年の全被保険者の標準賞与平均額の1/12

× $\frac{1}{2}$

任意継続被保険者の標準報酬月額

||

退職時の標準報酬月額

or

前年9月30日現在の当健保組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額の、
いずれか低いほうの額

厚生年金の受給開始年齢引き上げに伴い特例退職者医療制度への加入年齢が変わります

特例退職者医療制度への加入資格は、**厚生年金の老齢（退職）年金の受給資格を有する人（60歳以上で退職している人）**で、次のいずれかに該当している人

1. IBM健保の被保険者だった期間が20年以上ある人
2. 40歳になった月以降に、IBM健保の被保険者だった期間が10年以上ある人

平成25年4月2日より、特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢が段階的に引き上げられるため、特例退職者医療制度への加入年齢も段階的に引き上げられます。したがって、60歳の定年退職後からの加入ができなくなります。（下の表をご覧ください）

○印のついている年齢から「特退」に加入できます

生年月日	《 男 性 》					《 女 性 》				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S28/4/2 ~ S29/4/1		○	○	○	○	○	○	○	○	○(*)
S29/4/2 ~ S30/4/1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
S30/4/2 ~ S31/4/1			○	○	○	○	○	○	○	○
S31/4/2 ~ S32/4/1			○	○	○	○	○	○	○	○
S32/4/2 ~ S33/4/1				○	○	○	○	○	○	○
S33/4/2 ~ S34/4/1				○	○		○	○	○	○
S34/4/2 ~ S35/4/1					○		○	○	○	○
S35/4/2 ~ S36/4/1					○			○	○	○

注)

1. 特例退職者医療制度への加入を希望する場合、老齢厚生年金の受給開始になるまでは、任意継続被保険者制度（最大2年間）に加入するか国民健康保険に加入することになります。

2. 老齢厚生年金の支給開始を60歳に繰り上げて特例退職者医療制度へ加入することはできますが、年金受給額が減額されること、また障害年金の受給権を放棄することになりますのでご注意ください。
3. (*)は、報酬比例部分+定額部分の老齢厚生年金

公 告

理事長専決の報告と承認（第143回組合会）のお知らせ（公告486号 公告責任者／山口俊一）

- (1)インフルエンザ予防接種の委託医療機関として新たに「済生会神奈川病院」と契約。
- (2)適用事業所の所在地変更

- 事業所：㈱アイタス
- 新所在地：東京都町田市鶴間1839-1 クレインドビル2階
- 旧所在地：神奈川県大和市中央林間3-2-10 中央林間アネックス4階
- 変更日：平成24年11月22日

忘れていませんか？

2012年度健康づくりプログラム補助金申請

2012年度末（2013年3月31日）までにご利用になった健康づくりプログラムの補助金申請は、4月12日（金）までに健保・保健事業部（H2D-YY1-A）必着でお送りください。

必着 締切は4月12日(金)です

詳しくはHPへ

HOME >> 申請・申込一覧 >>
健康づくりプログラム



★ 編 集 後 記 ★

今号では、当健保に対する皆さまの声を集計した「アンケート結果」や、そうしたお声を活かし策定された「平成25年度の保健事業プログラム」についてお知らせしました。厳しい財政状況によりやむなく縮小や廃止せざるを得ない事業もありますが、今後とも継続するプログラムを健康生活の糧にぜひ積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

- 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで